

【第26回大阪市大規模小売店舗立地審議会議事要旨】

日 時 平成18年8月29日(火)午後4時から午後5時

場 所 キャッスルホテル 7階 竹の間

出席委員

(委員)石原委員、小谷委員、加藤委員、河井委員、貫上委員、塚口委員、難波委員、
檜谷委員

(経済局)田島商業立地担当課長、松本担当係長、富田担当係長、木村課員

(設置者)大阪ターミナルビル(株)江本取締役、川口課長

議 題

(1) 会長の互選、会長代理の指名について

(2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について

「大阪駅新北ビル(仮称)」[新設]

「(仮称)イズミヤ筆ヶ崎町店」[新設]

「(仮称)ホームセンターコーナン新大阪センイシティー店」[新設]

議事要旨

(1) 会長は石原委員、会長代理は小谷委員に決定

(2) 審議結果概要

「大阪駅新北ビル(仮称)」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 当該店舗の設置者は、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・ 当該店舗の設置者は、意見通知後も地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、地域住民との意思疎通に努め、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係先と十分な協議を行った上で、適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、当該計画と今後予定をされている大規模の開発と相互連携をもって進め、よりよいまちづくりに貢献するよう要望する。
- ・ 深夜営業に関しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるため、設置者は交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行の防止等においても、自主的な配慮に努めるよう要望する。

「(仮称)イズミヤ筆ヶ崎町店」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の

趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 当該店舗の設置者は、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・ 当該店舗の設置者は、店舗南側の搬入車輛の出入口については警備員の配置を行うなど歩行者の安全を十分確保し、事故防止に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 深夜営業に関しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるため、設置者は交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行の防止等においても、自主的な配慮に努めるよう要望する。

「（仮称）ホームセンターコーナン新大阪センイシティー店」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 当該店舗の設置者は、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・ 当該店舗の設置者は、開店後においても、地域住民との意思疎通を図り、住民等からの周辺地域の生活環境にかかわる意見があれば、適切に対応し、周辺生活環境の保持を心がけるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。

配布資料

- 資料1 「大阪駅新北ビル（仮称）」 届出要約書
- 資料2 「（仮称）イズミヤ筆ヶ崎町店」 届出要約書
- 資料3 「（仮称）ホームセンターコーナン新大阪センイシティー店」 届出要約書
- 資料4 「軽微な遅延等」に係る手続きの状況（報告事項）

【問い合わせ先】 大阪市経済局産業振興部商業振興課
(電話)06-6208-8967